

省エネ法の改正とエネルギー管理企画推進者等の実務力アップ

日時: 令和元年8月9日(金) 13:00～16:30 (12:30から受付開始)

場所: 新大阪丸ビル・新館500号室

“エネルギー管理の要点”を具体的に解説

事業場単位から事業者単位への改正から10年が経ち、今般、省エネ法が改正が改正されました。改正省エネ法では、業界内やグループ企業内での省エネ管理の在り方が見直しされます。また、「徹底した省エネ」の下、事業者クラス分け評価制度、未利用熱評価制度の創設や事務所ビル等業務分野のベンチマーク制度の適用が拡大されています。特定事業者等でのエネルギー管理統括者やエネルギー管理企画推進者の役割はますます重要なものとなってきました。しかし実際に取り組んでみると「省エネ法を理解しているはずなのに・・・」、「管理方法に自信がない」、「ISO5001の位置付けがわからない」、「省エネ活動はどうすればよいの？」などと悩んでおられないですか!?

本講座では特に総合的なエネルギー管理を重点に、省エネ法に基づくエネルギー管理から実務に役立つ内容にポイントを絞り、簡単な事例も交えて丁寧に講習します。また、改正省エネ法の要点を分かりやすく説明します。

このような方々におすすめ



エネルギー管理をトップの立場で実施する皆様

- エネルギー管理統括者として全社の省エネを推進のためエネルギー管理現場を理解したい。
- エネルギー管理統括者を補佐するエネルギー管理企画推進者として総合的な管理を担当する。

資格を取得し、いよいよ実務を担当される皆様

- 新規にエネルギー管理士免状取得した。エネルギー管理講習を修了した。
- エネルギー管理士免状を取得してから長い。エネルギー管理の実務から遠ざかっていた。

カリキュラム

- 改正省エネ法の解説と法の執行強化
連携省エネ計画の認定制度、認定管理統轄事業者の認定制度の創設、エネルギーの使用と省エネ推進に関する全社一体管理、新しい省エネ評価制度の構築、等
 - 全社管理体制の構築
シンプルで実効性のある管理体制のポイント、管理体制の例、ISO50001等
 - 実態把握と見える化
把握すべき事項、数量、把握方法の実際、見える化の意義と例
- 【講師】 一般財団法人/省エネルギーセンター 省エネ人材育成事業部 特任講師
【教材】 当日配布します

1. 申込方法
2. 受講料(税込)
3. 支払方法

参加申込書に記入後ファックスにてお申し込み下さい

一般: 17,280円 賛助会員: 14,040円

請求書を希望された方は請求書がお手元に到着次第、下記の口座にお振り込みください。請求書を希望しない方は、開催日までに振り込みください。(振込み手数料はご負担いただきますようお願いいたします)

みずほ銀行 梅田支店 (普通口座 No. 1048083)

名義: 一般財団法人省エネルギーセンター 近畿支部

【ご注意】 キャンセルは実施(前日)起算7日前までです。それ以降のキャンセルについては、理由の如何を問わず受講料はご請求いたします。また、受講料入金後のキャンセルも実施(前日)起算7日前までです。それ以降のキャンセルによる返金はできませんのでご了承ください。

4. 問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター 近畿支部 担当: 松尾 E-mail: t.matsuo@eccj.or.jp
〒550-0013 大阪市西区新町1-13-3 四ツ橋KFビル TEL: 06-6539-7515

定員: 26名

最小開催人数 15名、15名に達しない見込の場合には中止とします。その際は、1週間前までに申込責任者へご連絡いたします。

「エネルギー管理企画推進者等の実務力アップ」 受講申込 兼 受講票

令和元年 月 日

会社名	□賛助会員 (No. _____)		
住所〒	■支払予定日 令和 ____年 ____月 ____日		
連絡者 氏名:	所属部署		
eメールアドレス:			
請求書の希望の有無 (レ印を記入ください) [請求書は郵送します]	□希望する □希望しない		
受付No.	参加者氏名(フリガナ)	所属部署	受講料
			円
			円
合計			円

▼ FAX:06-6539-7370 又は Mail:kinkikoza@eccj.or.jp ▼